

国労東北自動車支部

「住環境制度の改正」提案



4月21日、JR東日本より「住環境制度の改正」について提案がありました。現在、東日本本部は解明交渉を行っていますが、何故この時期なのか、今後の負担は、どの程度になるかなど問題点を明らかにし、より住みやすい社宅制度を確立していかなければなりません。

改正要点は以下の通りです。

- (1) 所有住宅支援一時金20万円の
新設(H27.4/1実施)
 - (2) 賃貸住宅援助金の給付期間制限
の導入(15年、180ヶ月まで)
 - (3) 社宅居住期間制限の導入(15年
まで。H34.4/1実施)
 - (4) 社宅および寮の使用料金の定期
的見直し(H28.4/1実施)
- ※3年ごとに消費者物価指数の変
動状況等を勘案する。

バス東北でも急務な課題

現在、JR寮の居室料金は3000円〜13000円/月、設備料金(電話、洗面、冷房設備)500円/月、光熱水料金4800円/月(居室冷房有の場合)で合計しても2万円はかかりません。

過日、Jバス会社で働く知人に聞いた話によれば、アパート代の自己負担は2万円だけで、光熱費は会社負担とのこと。

バス東北ではどうでしょうか。「建物を建てても入らないと無駄になる。」ということ、社宅や寮がなく、ほとんどの人が賃貸生活を余儀なくされています。バス社員の場合、家賃20500円を超えると約半分程度(契約社員は最大15000円限度)、仙台市など住宅手当特定支給地域(契約社員なし)であれば最大5万円を限度に住宅手当支給されます。また、単身赴任であれば、家賃の3割と光熱水料金が自己負担になります。賃金が上がらない中、会社は社員の福利厚生にもっと力を入れて改善すべきです。

発 責
北山修司
編 責
教 宣 部
NO,68
2015.6.16

夏季ダイヤ解明団交続報

列車代行について

組合・短期であれば、長期であれば道路運送法上は、貸切り扱いであるという事は一致している。

会社・道路運送法上、会計上、貸切り扱いである。

組合・道路運送法上は貸切り扱いで、勤務の取り扱いは乗合いという整合性がわからない。

会社・問題なくやっている。

組合・短期が貸切り扱いならその線引きをはっきりしてほしい。

会社・難しい。勉強したい。貸切り折り返し20分というのは誘導

国労加入
で職場を
変えよう

とか、お客様案内とか入った時間。代行でやってるか。
組合・それは別の議論だ。
メンタルヘルスについて

組合・12月1日から本施行だが、会社・それなりに説明していく。

秋田支店 連続運転について

会社・デジタコディスプレイ表示の変更は、可能だが現状で願います。うっかりミス、異常時で超えてしまうケースはある。理由を日報に書いてれば良い。

仙台駅東口問題について

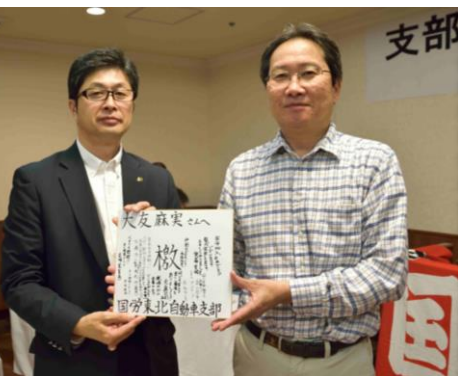
組合・夜の週末、繁忙期に酔客対応で運転係は大変だ。

会社・派遣会社の問題で、JEP Sから契約を打ち切られた。

福島支店 あぶくま号について
組合・前回の団交で電話時間のみ超勤扱いということだったが。

会社・今回、時間を延ばし改善されている。あまり言いたくなかったが弁護士に聞いて、それは勤務時間に入りませんと回答を貰っている。拘束時間ではありませんと言っている。

給油について
会社・フックを付けければその場を絶対に離れてしまう。今までも注意したが駄目だった。



5月10日、新規加入した大友さんへの激励色紙を、山形県支部原田委員長に渡しました。